



クリニックニュース

発行: MMPG医療・福祉・介護経営研究所 診療所経営研究室

発行者: 株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

医師数34万3,275人、女性医師は23.6%に

《厚生労働省、2024年医師・歯科医師・薬剤師統計》

厚生労働省は3月19日、2022年医師・歯科医師・薬剤師統計結果を公表した。この統計は、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的に2年に1回の頻度で行われている。

2022年12月31日現在で全医師数は34万3,275人であり、前回（2020年）調査より3,652人（1.1%）増加した。このうち、女性医師は8万1,139人で全体の23.6%を占め、前回より4.6%増であった。従業地の都道府県別にみた医療施設に従事する人口10万人当たりの医師数は、全国では262.1人で、前回に比較して5.5人の増加となった。最も多いのは徳島県（335.7人）、次いで高知県（335.2人）、京都府（334.3人）と続く。他方、最も少ないのは、埼玉県（180.2人）、次いで茨城県（202.0人）、千葉県（209.0人）であった。

病院・診療所に従事する医師数は32万7,444人であり、うち診療所に従事する医師は10万7,348人。診療所に従事する医師の年齢階級別内訳は、29歳以下が400人、30～39歳が5,774人、40～49歳が1万7,602人、50～59歳が2万7,028人、60～69歳が3万1,845人、70歳以上が2万4,699人で、平均年齢60.4歳であった。診療所に従事する医師の平均年齢は2010年より引き続き上昇している。診療所に従事する医師を診療科（複数回答）別にみると、内科が5万3,341人で最も多く、次いで小児科1万5,022人、消化器内科（胃腸内科）1万4,817人、整形外科1万331人、皮膚科1万124人であった。

医療法人の事業報告書等の届出及び経営情報等の報告の徹底を

《厚生労働省》

厚生労働省は3月1日、医政局医療経営支援課から各都道府県衛生主管部（局）に向け、「医療法人の事業経営書等の届出及び経営情報等の報告の徹底」について事務連絡をした。

2023年5月19日に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）により、医療法が改正され、都道府県は管下の医療法人の事業報告書等及び当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとの収益及び費用等の情報（以下、経営情報等）を厚労省に提供することになっている。医療法人は、毎会計年度終了後3月以内（外部監査対象の医療法人は4月以内）に都道府県知事に報告することとなっているが、医療法人からの届出等において遅延等がみられる等により、都道府県から厚労省への提供に遅延が生じているという。

厚労省は都道府県に対し、事業報告書等および経営情報等が、医療法人から都道府県に適切に届出等されるよう、管下の医療法人への指導・監督を徹底するとともに、届出等された事業報告書等及び経営情報等について速やかに確認し、遅延なく厚労省へ提供されるよう以下の取組を依頼した。▼事業報告書等の届出及び経営情報等の報告の状況確認、▼未届法人等への指導・監督の徹底、▼休眠状態にある医療法人への対応 ——。

中でも、未届法人等への指導・監督の徹底として、事業報告書等の届出又は経営情報等の報告に遅延等が確認される場合、まずは書面で状況の確認を行う等適切な対応を行うとともに、それでも状況が改善されない場合は、法第64条第1項等に基づき必要な措置を取ることを検討する等の対応を求めた。また、休眠状態にある医療法人への対応としては、長期間にわたって事業報告書等の届出がなく、連絡がとれない状況にある、いわゆる休眠医療法人がある場合、法第65条により、都道府県知事は医療法人が病院等をすべて休止又は廃止した後、正当な理由なく引き続き1年以上病院等を開設しない場合は、設立認可を取り消すことができるとされていることも踏まえた対応を求めた。

訪問看護師の防犯機器、初度整備費は基金の対象に

《厚生労働省》

厚生労働省は3月8日、医政局地域医療計画課長から各都道府県衛生主管部（局）長に向け、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱い」についての通知を发出した。通知では、基金の対象となる「事業区分Ⅱ（居宅等における医療の提供に関する事業）」において、訪問看護を行う看護師等における利用者・家族からの暴力・ハラスメント対策として、セキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る経費について、当該事業に関連するものとして対象として差し支えないことを示した。この場合、防犯機器とは、例えば、位置検索機能・緊急呼び出し機能付き防犯ブザーや防犯ボタン付き携帯電話などを指す。尚、防犯機器の導入に係る初度整備費用以外の、防犯機器の運用に係るランニングコスト等に係る経費は補助対象外となる。

厚労省は訪問看護師の防犯機器利用リーフレットを作成し、本基金による補助が活用できる場合があるため、事業所所在の都道府県への相談を呼び掛けている。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/001222923.pdf>

2023年10月に改定した「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」においても、訪問看護については、「看護師等が1人で利用者の居宅を訪問することが多く、利用者等からの密室による暴力・ハラスメントの危険性が高いことを踏まえ、訪問看護を想定した暴力・ハラスメントに対する安全対策の取組を推進することも重要」と明記されている。

後発医薬品の金額シェア、2029年度末までに65%目標以上に

《厚生労働省》

厚生労働省は3月14日、社会保障審議会・医療保険部会にて、後発医薬品に係る新目標（2029年度）について取り上げ、後発医薬品の金額シェアを2029年度末までに65%以上とする「副次目標」を新たに設定する方針を示した。現行の数量ベースでの目標は変更しないとし、主目標は「医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上」（継続）とする。バイオシミラーについては、副次目標を設定し使用促進を図るとし、2029年度末までに80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上と掲げた。また、バイオシミラー使用促進や長期収載品の選定療養等により、後発医薬品の使用促進による医療費の適正化を不断に進めていく観点から、新たに金額ベースで副次目標を設定するとし、後発医薬品の金額シェアを2029年度末までに65%以上に引き上げることを目指す。2023年度薬価調査においては、後発医薬品の金額シェアは56.7%であった。